

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	株式会社魚力
【英訳名】	UORIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒川 隆英
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO 木場 昌治
【本店の所在の場所】	東京都立川市曙町二丁目8番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長黒川隆英及び最高財務責任者木場昌治は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社1社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業が首都圏の駅ビル、百貨店、スーパーを中心にテナントとして出店し、一般消費者に対して鮮魚・寿司の販売を行う小売事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標としては売上高が適切であると判断しております。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」と選定しております。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）で再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。

当該重要な事業拠点の収益獲得活動は、一般消費者に対して鮮魚・寿司の販売を行う小売事業であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目については売上高、売掛金及び棚卸資産とし、これらの勘定に至る業務プロセスを評価対象にするとともに、その他のプロセスのうち、事業目的との関連性と金額的重要性を勘案して、給与プロセス、有価証券プロセス、及び固定資産プロセスを評価の対象としました。

更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、当社の賞与引当金プロセス、退職給付会計プロセス、税効果会計プロセス、固定資産減損プロセス、資産除去債務プロセス、投資評価プロセス、税金計算プロセス及び連結子会社1社の販売プロセス、固定資産減損プロセスを事業に直接関わる見積りであること、見積りの不確実性を伴うこと、会計処理の複雑性が高いこと等より、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

（前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正）

前事業年度において、多数の有価証券報告書の誤りが監査法人の監査の過程で判明しました。また、複数の会計処理誤りが監査法人の監査の過程及び決算作業で判明しました。これらは当社の決算・財務報告プロセスの不備に起因するものであり、2025年8月29日に提出した前事業年度に係る内部統制報告書にて、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨の報告を行いました。

複数の会計処理誤りについては、具体的には以下の通りです。

- (1) 当社は非上場持分法適用会社であった株式会社最上鮮魚を2025年3月に連結子会社化したが、この際、当社は当該子会社に対して固定資産に係る減損処理の必要性を連携しておらず、当該子会社における減損処理漏れが監査法人の指摘により検出されました。この結果、当社の連結財務諸表における持分法投資利益の過大計上及び連結への移行に際しての会計処理の誤りが判明しました。
- (2) 当社において出店先である商業施設との交渉を担う部門では2025年3月期決算時点において5店舗の退店情報を把握していたが、経理部門ではこれらの退店情報を入手しておらず、当該店舗に係る資産除去債務の計上が漏れていることが監査法人の指摘により判明しました。
- (3) 経理部門は賃上げ促進税制の適用を受けることを前提に、当該税制に基づく特別控除の適用を反映した決算処理を行ったが、当該税制の適用に必要な他部門による経済産業省への届出漏れが生じ、特別控除の適用を受けることができず、法人税の過少計上が判明しました。

上記の誤謬の原因は次の通りです。

有価証券報告書の誤りについては、経理部門長による同書類のチェックがなされなかったことによるものです。これは、必要な能力を有する人材を十分に配置できなかったこともあり経理部門長に業務が集中したためです。また、複数の会計処理誤りについては、決算処理に関する情報収集文書の整備が不十分であったこともあり、経理部門長は他部門及び連結子会社と十分な連携を行えず、決算業務に必要な情報を入手できなかったことによるものです。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、2025年9月16日、代表取締役黒川隆英をプロジェクトマネージャー、公認会計士資格を有する外部有識者をプロジェクトリーダーとして、業務改革プロジェクトを立ち上げました。加えて、アドバイザリー契約を締結した外部コンサルタントの助言の下、プロジェクトを推進してまいりました。

このプロジェクトにより、開示すべき重要な不備の是正方針として掲げた以下の再発防止策を実施しました。

経験豊富なCF0及び経理部門長を外部から招聘。

財務報告に係る統括機能の強化を目的として、2026年1月に、公認会計士資格を有し、監査法人での会計監査、事業会社における管理部門統括、内部監査等の実務経験を有する人材をCF0として外部から招聘し、あわせて、2026年3月に、事業会社における管理部門統括等の実務経験を有する人材を経理部門長として外部から採用しております。

に記載した階層以外の専門的能力を有する管理職者の採用、部門内階層に応じたマネジメント教育や専門的知識研修の実施、人員配置の見直しを含めた経理部門内の組織の最適化。

経理部門長への業務集中を解消し、決算チェック体制を強化するため、公認会計士資格を有する管理職を外部採用しております。加えて、管理職層を中心とするマネジメント教育研修ならびに会計・開示等の専門的知識研修(eラーニング、OJT・討議型研修等)を実施し、必要な知識・スキルの底上げを図りました。さらに、人員配置の見直し等を通じて属人化の抑制と部門内外の連携強化を進めました。

決算処理に関する情報収集文書の見直しを含めた決算業務マニュアルの作成・見直し及び運用の徹底。

決算・財務報告に必要な情報収集及び手続の標準化を目的として、経理規程の改定、前事業年度に誤謬が生じた固定資産の減損、資産除去債務、法人税を含む会計方針の具体化、ならびに決算手順書兼チェックリストを見直し、運用を開始いたしました。あわせて、部門内外・子会社等との連携方法を定めた決算業務マニュアルを見直し、運用を開始いたしました。

上記の施策の運用により、有価証券報告書の誤りについては、実務経験豊富なCF0、経理部門長、及び公認会計士資格を有する経理部門課長といった専門的能力を有する管理職者を複数採用することで、開示・決算体制を大幅に強化いたしました。CF0の主導により各管理職者への適切な業務分担を行ったことで経理部門長への過度な業務集中を抑制し、さらに管理職者へのマネジメント研修及び有価証券報告書の作成担当者への専門的知識研修を実施した結果、開示書類の精査に十分なリソースを確保することが可能となりました。これにより、有価証券報告書自体のチェック体制が機能し、チェックリストを用いてCF0、経理部門長、及び経理部門課長を中心として、開示内容の適切性に関する十分なチェックを実施いたしました。

また、複数の会計処理誤りについては、決算担当者に対して前事業年度に誤謬が生じた固定資産の減損、資産除去債務、法人税に関する専門的知識研修を実施し、決算処理に必要な会計基準への理解を深めました。実際の決算実務においては、これら会計の重点分野向けに整備した決算手順書兼チェックリストを用いて担当者が適切な決算処理を行い、異なる担当者が相互チェックを行った後、経理部門長が適切に承認するプロセスを徹底しました。

さらに、CFO及び経理部門長を中心に、情報収集文書の整備を含む決算に必要な情報収集方法の見直しを行い、財務経理部門が子会社に対する固定資産の減損処理の必要性や他部門からの退店情報の入手、他部門による届出の有無に関する情報の入手も含めて決算業務マニュアルに定めた他部門や連結子会社との連携を図ったことで、決算業務に必要な情報を十分に入手し、適切な会計処理を実現いたしました。

当社の内部統制部門が、当該再発防止策の内容を検討し、誤謬の発生原因に対応したものであることを確認しました。その結果、不備事項は識別されず、適切に内部統制が整備運用されているものと判断しました。なお、これらの評価結果については、当社の取締役会に報告を行いました。

その結果、当事業年度においては、上記の開示すべき重要な不備がある内部統制が改善されていることを確認しました。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。